

近世幕政文書の史料学的考察

藤田 覚

一、はじめに

町奉行所では、町年寄、他役所、老中等との間で、たえず頻繁にさまざまの交渉が行われている。その交渉の過程で作成される文書、すなわち幕政文書をかなり詳細に、かつ豊富に伝えているのが旧幕府引継書「市中取締類集」であるが、『大日本近世史料·市中取締類集』（以後『市中』と略す）の出版に携わる中で、幕政文書を史料学的に考察してみようとしたのが本報告である。

「市中取締類集」を扱つていて奇妙に感じたことであるが、町奉行が差し出す文書や、他役所の奉行等が差し出す文書には、印も花押も押署されていないという点である。初めのうちは、町奉行所が作成した写本だからであろうなどと勝手に漠然と解釈していた。しかし、町名主以下が町人が町奉行所に差し出す文書には、差出者の署名の下に印が押されていたことを示す「印」が書かれている。ここから、町奉行などが日常的に差し出している伺書や掛合書などは、写本だから印ないし花押が押署されていないのではなく、もともと印も花押も押署されていなかつたと考えるのが正しい、ということになる。その点と、これらの文書がどのような紙に書かれているのか、とくに、堅紙であるのか、折紙であるのか、切紙であるのか、などを明らかにしたいと考えたのである。

この報告では、「市中取締類集」を起点としながら、幕臣や大名など

が幕府に差し出す伺書や願書などにも範囲を広げ、伺書とか願書などのありふれた近世幕政文書に様式論的な考察を試みたい。

二、花押・印の有無と料紙

幕府の諸奉行や幕臣が差し出す文書の文例集・雑形集は、まとまつたものとしては伝存しないようである。それ故、どのような文書に印または花押を押署するのか、あるいは不要なのか、また、料紙は何を用い、その使用法はどうであるのか、さだかにはわからない。江戸時代に入つてからの花押の用法について佐藤進一氏は、「一口にいえば花押を用いる頻度が著しく減退する。武士が幕府や藩に提出する誓紙などには花押を用いるが、一般的の公文書では印を用いることが少なくない。私信に至つては印章も用いず、花押も書かないものが激増する。明らかに花押の性質は変わつてしまつて、日常気軽に使用すべきものではないと考えられたのである」と概括的な指摘をされている。⁽¹⁾ここでは、幕臣が差し出す文書について、花押・印の有無およびその使い分け、そしてそれと料紙・使用法との関係を検討したい。

検討の素材として取り上げるのは、『田村藍水西湖公用日記⁽²⁾』（以下『田村日記』と略記）であるが、この史料について簡単な説明をしておきたい。優れた本草学者として、また「人参博士」と称されるほど朝鮮人

参の研究家として著名な田村藍水（元雄）とその子西湖（元長）は、小普請支配の御医師として幕府に登用され、人參製法所の責任者となる。この記録は、宝暦十三年から寛政三年にわたり小普請支配頭や組頭に提出した明細書、親類書、諸種の伺書・願書などを控えておいて、のちに日を追つて編集したものである。幕府では、將軍徳川吉宗により着手された殖産興業政策の一環として朝鮮人参の國產化を試み、宝暦十三年には官営の人參製法所を設置し、各地で栽培された朝鮮人参を集荷して、それを葉に製法することを本格的に開始した。この事業を成功させるために、人参の栽培と葉の製法の両面にわたる優れた技術を持つ人材が求められ、幕府は、本草学者で町医師の田村藍水を三十人扶持、小普請支配の御医師並として新規に召抱え、人参御用を命じて新設の人參製法所の責任者とした。この人參製法所の責任者としての田村藍水・西湖親子の、おもに自身の履歴に関わる編年体の公用の記録であるという点が、ここで検討する『田村日記』の史料として性格である。

町医師から新規に登用されたという事情からであらうか、小普請支配頭や組頭に差し出した文書が丹念に控えられており、なかには細かに書式を注記したものもある。参考までに、その一部を紹介しておこう。

つぎの文書は、明和九年六月に、田村元雄が伴元長の御目見を、小普請支配頭長谷川久三郎正脩に願い出たさいの願書である。

史料 A⁽³⁾

表書 願書 本紙程村堅紙・上包美濃折掛 田村元雄

奉願候覧

私伴元長儀、朝鮮種人參製法所助勤も仕候間、何卒為冥加 御目見被仰付被下置度旨、願書指上申度奉存候に付、此段奉伺候、以上、

明和九辰年六月

田村元雄書判

この史料から、願書の料紙は程村紙で、使用法は堅紙であること、上包の料紙には美濃紙を用い、包みは折掛けであること、日付には元号を書き、書下年号であること、差出の署名の下に花押を署すこと、宛所を書くこと、などが知られる。

元雄がこの願書を差し出すまでには、いくつものやりとりが小普請組頭との間で行われているが、願書を差し出す直接の前提として、願書を出すことそれ自体の可否を伺い出している。それが、つぎの文書である。

史料 B⁽⁴⁾

表書 伺書 本紙半切・上包美濃折掛 田村元雄

私伴元長儀、朝鮮種人參製法所助勤も仕候間、何卒為冥加 御目見被仰付被下置度旨、願書指上申度奉存候に付、此段奉伺候、以上、

辰正月 田村元雄

この史料から、伺書の料紙は不詳だが（おそらくは日向紙などの程村紙より一段劣る紙か）使用法は半切（以下では切紙に統一して使用する）であること、上包の料紙は美濃紙で折掛けであること、日付は元号は書かず干支を書くこと、差出は署名のみで印も花押も押署しないこと、宛所は書かないこと、などを知ることができる。田村元雄は、伴の御目見を実現するため、まず願書を提出しても支障ないか否かを、小普請組頭に史料Bの伺書を出して問い合わせ、その後いくつかのやりとりを経たのち、願書を提出することを支配頭から許され、史料Aの願書を差し出したのである。

いま紹介した二点の文書、願書と伺書とを比較しても、料紙、花押の有無、元号の記載、宛所の有無など、文書の様式は明らかに異なっている。そこで料紙を軸として、印・花押の押署の有無、元号記載の有無、宛所の有無などの諸点に着目して、文書の様式を考察してみたい。

ここでは、料紙の使用法を軸に検討してみたい。まず堅紙であるが、堅紙と注記のある文書は六二点收められている。文書の種類としては、各種の願書、明細書、親類書、先祖書、宗旨証文、書状、扶持受取証文などの各種の証文類がある。それを以下の五項目ごとに分類し、個々に検討したい。

a 日付。

元号…五七点。 干支…三点。 月日…二点。

b 料紙。

程村紙…五点。 西の内紙…六点。 糊入…一点。

c 包紙。

美濃紙…四四点。 岩城紙…五点。 程村紙…三点。

無記載…四点。

d 花押。

花押…三八点。 花押・印…六点。 印…六点。 無…二点。

e 宛所。

有…五九点。 無…三点。

a 日付記載。堅紙を使用した場合、史料Aのよう、元号を書き、年月を一行に書く書下年号が原則であることが明らかである。⁽⁵⁾それ以外の五点のうち月日のみのものが二点あるが、一点は、安永八年に産穢について小普請組頭に問い合わせた書状である。

史料C⁽⁶⁾

結状本紙糊入堅紙壱通

箕弥左衛門様

善之
裏に田村元長

一筆啓上仕候、然者、私妻今晩七時出産、男子出生仕候、依之、産穢之儀被仰聞可被下候、恐惶謹言、

十月十七日

善之書判

これは、一筆啓上で始まり恐惶謹言で終わる書状形式の文書である。

いま一点は、天明六年に弟の死による忌服を問い合わせた書状で、やはり同様の書式である。干支のものが三点あるが、明和八年に江戸参府のオランダ人との対談を願いたいと願書 同年にオランダ人舶載の薬草・野

菜の種の入手を願いでた願書、同年に押借地への当分住居を願いでた願書である。この三点について、干支が通常であるのか、あるいは書き違いであるのか今のところ不詳である。以上から、書状以外については、堅紙と元号記載との間には、明確な関連性が存在することを読みとることができる。

b 料紙。

程村紙が圧倒的に多く、西の内紙と同様の少し厚手で丈夫な紙であるという。幕府の役人が遠国に赴くさいには大量の紙を持参するが、その中には奉書紙などと並んで程村紙や美濃紙が数多く見られる。天明七年七月に寛政改革令が出されるが、それをうけて小普請支配頭酒井因幡守恵敬が小普請組頭たちに行つた改革令の説明と小普請としての対応、さらにその場で組頭の森山孝盛が出した意見が、「森山孝盛日記」⁽⁷⁾ 天明七年七月六日の条に載っている。

(上略) 其上外御場所と違、御益筋ニ申事無之候間、責而支配中之頤書・諸書物等紙之吟味無之、支配切ニ而済候事は随分箆紙ニ而通用致し、届紙等ハ日向を用、組別而小給ニ候間、諸書物ミの紙ニ而仕廻候ナト申方ニも可有之哉、(中略) 右ニ付即席ニ存寄之趣申達候は、組之者諸書物箆紙ニ可被成旨、至極有難かり可申候、小給之者は、程村一枚調候も氣之毒成位ニ御座候、是ハ已來何分箆紙ヲ相用候様被仰渡可然候、

これによれば、幕臣が提出する願書や諸書物に使用する紙は、自由に選択できるのではなく、「吟味」すなわち提出する文書に応じた紙の使用を求められていたことが理解できる。以後は檢約という趣旨から料紙のランクを下げ、小普請内部だけで処理される文書については、届書は日向紙、諸書物は美濃紙で構わないとする方針が、支配頭から出されている。森山は、小禄の者は程村紙一枚でも経済的に大変な負担となる実情を踏まえて、支配頭の方針に賛成した。ここから、程村紙が上質の料

紙として一般的に使われていたことがわかる。

この料紙に関しては、安政六年十月から慶応二年十二月までの表右筆組頭のもとに提出された、あるいはそこから発せられた表右筆に関する文書を書き留めたものという「進達留」⁽⁸⁾でも確認できる。たとえば、「聟養子奉願候書付」には「用紙厚程村・美濃紙折掛」と注記され、「跡目奉願候覚」には「右料紙程村堅に調之、上包美濃紙、左之通認之」と注記され、各種の願書には程村紙が堅紙に使用されている。また、「此外親類書・遠類書、程村堅紙・美濃折掛け」と注記があり、幕府に提出する親類書などにも程村紙が用いられている。

c 包紙。料紙は美濃紙が圧倒的で、包みの形式は、本紙のタテの長さより余分の上下の分を裏に折り返す、「折掛」が一般的であったようである。程村紙で包んだケースとしては、安永八年に差し出した先祖書・親類書・遠類書の三点があるが、明和八年に提出した同種の文書は美濃紙で包まれている。

d 花押。堅紙には花押を署した点数が多く、史料Aもその一例であるが、その文書の史料名を上げると、湯治願書、足袋願書、御葉献上願書、日光拝礼願書、帰府御目見願書、拝借地願書、御目見願書、養女願書、縁組願書、町屋敷讓渡願書、年始御礼願書などであり、各種の願書類である。一例として、夏足袋願書を掲げておこう。

史料D⁽⁹⁾

奉願候覚

表書足袋願書

田村元雄

私儀足痛所御座候而、不出来之節者足冷難儀仕候、依之、足冷申候節、夏中足袋相用申度奉願候、以上、

安永三年三月

田村元雄書判

長谷川久三郎殿

ここから、願書類には、料紙は程村紙を堅紙に用い、花押を署したこと

史料E⁽¹⁰⁾

養子奉願候覚

花押と併せて印を押した文書が十六点あるが、その文書の史料名をあげると、居宅届（住所を支配頭に届ける文書）、明細書、親類書、屋敷書付（所有する屋敷地をすべて書き上げて届ける文書）、先祖書、宗旨証文、御答無之書付などがある。すなわち、由緒書、親類書の類と、宗旨証文である。前者は、家系や先祖代々の履歴その他を記したもので、家督の相続や支配頭の交代などのさいに提出する文書であり、幕臣にとつてもまた幕府にとつても、もっとも重要な文書である。なおその具体例は掲げないが、江戸城多聞櫓文書の中の由緒書などが、熊井保・曾根妙子氏により紹介されている。⁽¹⁰⁾ その重要性という点では、後者の宗旨証文も同様であり、その重要性は花押を署するだけではなく、併せて印まで押すことにより端的に示される。なお、佐藤進一氏によれば、まず印を押し、ついで花押を署したようである。

花押を署するだけの文書と、花押と併せて印を押す文書は明らかに異なり、使い分けられていることがわかる。前者は願書の類であり、後者は由緒書・親類書、そして宗旨証文である。だが、願書でも相続関係の願書はまた別のようである。さきの「進達留」に、表右筆吉田源次郎が慶応二年正月に組頭に差し出した聟養子願書が留められている。その注記によると、「用紙厚程村・美濃折掛け」とあり、本紙は程村紙で堅紙に書かれ、上包は美濃紙である。日付は書下年号で、その下に「吉田源次郎印書判」とある。つまり、聟養子願書には、印と花押を併せて押署することが必要なのである。ここでは多聞櫓文書の中から、寄合筑紫主殿が文久三年十一月に差し出した養子願書（原文書）を紹介しておこう。端裏には、「養子願

寄合筑紫主殿」とある。

がわかる。

高三千石

寄合

筑紫主殿
亥五拾歲

小普請組大井美濃守支配
青木寅之介伯父配

青木策郎
亥拾七歲

養子奉願候者從弟

な文書の場合であると言うことができ、同じ願書でもその重要度に応じて、花押のみ、あるいは印・花押の押署と分けられていたのである。つぎに、堅紙で印を用いる文書を見てみよう。六点収められているが、幕臣としてのものは二点で、いずれも書替奉行にてた扶持米手形である。⁽¹²⁾

私儀未男子無御座候に付、従弟之統を以、青木寅之介伯父策郎儀、養子仕度奉存候、此外親類・遠類・遠統之内にも養子可仕相応之者無御座候間、右策郎儀、養子被仰付被下置候様奉願候、以上、

文久三年癸亥十一月十一日

筑紫主殿(印)
(花押)

諫訪因幡守殿
田沼玄蕃頭殿
稻葉兵部少輔殿

松平縫殿頭殿
立花出雲守殿
平岡丹波守殿

米合四石五斗者
本紙程村一枚紙

請取候御扶持方之事

米合四石五斗者
但、三拾人扶持也、

右是者、拙者儀、当十月分御扶持方迄小普請組前田安房守支配にて請取候處、御證文之通、若年寄支配奥詰新規被仰付候、尤取來御扶持方、有来通一生之内被下候間、当戌十一月大之月分請取申所実正也、仍如件、

寛政二戌年十月

若年寄支配
伊庭恵兵衛殿
田村元長印

榊原小兵衛殿

この他には、明和七年に、田村元雄が父宗宣の靈神号を吉田家に願つた願書、それに関わって神田明神の神職柴崎大隅に宛てた口上覚、安永六年に、町医師桜井春濤が、栽培した朝鮮種人参を人參製法所へ譲渡することを願った願書と、その代金の受取書がある。なお、この町医師の願書の料紙は西の内紙である。吉田家宛の願書には印を押し、また、町医師の願書には印が押されていることは、田村元雄が支配頭に差し出す願書には花押が署されていたことと対比して興味深い。

いま少し印を押した文書の性格を明らかにするため、料紙とその使用法の注記を欠くが、印を押している文書を検討したい。そのような文書は、全部で十二点留められている。うち五点は、宝曆十三年七月に、朝

鮮種人参の買上のため下野・陸奥へ出張したさいに、払方御金奉行に差し出した道中人馬賃錢請取手形・宿代銀請取手形、浅草藏奉行に差し出した合力米請取手形・旅扶持請取手形、および道中先触である。それ以外も年次の違う同種の文書で、払方御金奉行などに差し出した請取手形である。史料Fの扶持手形と同様の書式で、「所実正也、仍如件」という書止の文言があり、種類としては証文・手形の類である。料紙もおそらくは程村紙で、堅紙であろうと推測される。ここから、幕臣が文書に印を押すのは、このような証文・手形の類であることを理解できる。願書類には花押を署し、証文・手形類には印を押すという、花押と印の使い分けが確認できるであろう。

e 宛所。三点を除いてすべて書かれ、三点のうち一点は日付が干支、印も花押もないという願書で、なお吟味を要する文書であり、残る二点は史料Cで紹介した書状である。殿か様かという点では、各種の願書・由緒書・証文の類は某殿であり、書状では様を用いており、これも明確に使い分けられている。いずれにしても、堅紙文書では宛所が書かれ、後述の切紙文書とは明確な差異を示している。

以上の考察の範囲から、堅紙文書の具備する特徴をまとめておくと、
①料紙はおもに程村紙が用いられること、②日付は、書状形式の文書を除いて元号が書かれ、書下年号であること、③差出者の署名の下に、願書類には花押を置し、証文類には印を押し、由緒書や相続関係の文書には印と花押を併せて押署すること、④宛所を書くこと、のおよそ四点を上げることができる。

2、切紙文書

田村元雄・元長父子が差し出した切紙の文書は八五点收められているが、堅紙と同様の条件で分類すると次のようになる。

a 日付。 元号…〇点。 干支…五七点。 月(日)…一二七点。 無記載…

b 料紙。

奉書…四点。 西の内…七点。 程村…一点。 日向…二点。 南

c 上包。

美濃折掛…七点。 半紙折掛…八点。 不詳…七点。

d 花押。

花押…〇点。 印…一点。 無…八四点。

e 宛所。

有…二点。 無…八三点。

堅紙の場合と比べると単純であり、かつ対照的であることが一目瞭然である。その特徴を要約すれば、①日付は元号を用いず干支ないし月(あるいは日まで)のみを書くこと、②上包の料紙はほとんどが美濃紙で折掛けであること、③花押や印を押署しないこと、④宛所を書かないこと、ということになる。また、料紙については注記してあるものが少ないので正確には捉えられないが、さきに紹介した「森山孝盛日記」の記述などから推測しても、一段劣る紙が使われているのではないかと推測される。書札礼では堅紙より折紙が略式であり、薄札であるとされることは常識であるが、まして切紙が用いられていることと、上に要約した特徴から、堅紙に書かれた文書と比べて文書としての重要性が劣ると言いうことができるであろう。

切紙に書かれた文書名を紹介しておくと、まず代表的なものは史料Bのような伺書であり、つぎは各種の届書、さらには質問などに対する回答書がある。この他には、小普請支配頭などが替わったさいには、先祖書・親類書・遠類書・屋敷書付・御咎無之書付・諸願無之書付・拝借金無之書付・印鑑の八点を繰り返し提出しているが、このなかの諸願無之書付と拝借金無之書付は、すでに触れた先祖書などの由緒書と異なり、切紙に書かれている。その重要性が由緒書などより劣ることを示しているが、その料紙は、由緒書と同様に程村紙が用いられている。

さて、切紙文書の性格をさらに検討するために、史料Aのような願書

と史料Bのような伺書との関係を検討したい。まず言えることは、田村父子が願書を直接に支配頭に差し出した事例は、夏足袋願書や出張から帰ったさいの帰府御目見願書のような恒例のものを除いてはないとある。たとえば、田村元雄が子の元長の御目見を実現しようとした場合には、まず史料Aの願書を出してもよいかどうかを伺う史料Bの伺書を小普請組頭に提出する。小普請組頭は、支配頭に指図を仰ぎ、提出して差し支えないとなると、その旨を田村元雄に回答する。この回答を得た田村は、史料Aの願書を作成し（書式は、小普請組頭から雛形を見せてもらうようである）支配頭に宛て提出する。このような伺書と願書との関係は、具体例として掲示した御目見の場合に限られず、湯治願い、年始御礼登城願い、献上物願い、養女願い、朝鮮通信使との筆談願いなどにみることができる。すなわち、恒例のもの以外はまず伺書を出し、許可を得たのちに願書を差し出すという手続きがとられている。また、伺書を出して提出の許可を受けた願書の場合、その願いが認められなかつたケースはない。このことは、伺書を出した段階で願いの内容が審査され、小普請支配頭の段階においてであろうか、願いが認められると判断された場合に願書の差し出しが許される、というのが現実の処理であつたことを窺わせる。つまり、伺書は願いが認められるかどうかの意向を伺うという性格の文書であると言える。これに対しても願書は、願いが認められることを前提に差し出される正式（形式的であるが手続きの上ではもっとも重要な）文書であると言えよう。小普請支配の御医師田村元雄・元長が差し出す文書の範囲内では、伺書と願書の関係を以上のように理解することができる。

伺書と願書の文書様式の違いとその機能の差異については、小普請支配の御医師が小普請支配頭や同組頭に差し出す文書の範囲内という限定の下では、上記の指摘が妥当するであろう。しかし、田村元長が寛政二

年九月に奥詰御医師となり若年寄の支配となると、この指摘は通用しなくなる。

史料G⁽¹³⁾

本紙奉書半切・上包美濃折掛ケ 上書田村元長

私儀、奥詰被 仰付候に付、嘉祥・玄猪其外御祝儀等之節寵
出申度奉願候、以上、

九月

田村元長

嘉祥・玄猪に罷出に不及候、其外御祝儀等之節者、
御番医師之次江可被罷出候、

史料Gは、嘉祥や玄猪などの江戸城内で行われる祝儀の場に出たいと

いう願書であるが、料紙は奉書紙で切紙に用いられ、日付には元号も書かれず、印・花押も押署されず、宛所もない、まさに切紙文書の様式そのものである。また、この願書に対する指図は、「若年寄御付札、甲斐守（小納戸頭取森川俊顯）を以遠江守殿（御側御用取次加納久周）御下ケ」という注記があり、若年寄の付札により行われている。ところが、まだ小普請支配の御医師であった安永五年七月に、江戸城内での五節句や月並御礼への出席を願う願書では、つぎの様に書かれている。

史料H⁽¹⁴⁾

奉願候覚

私儀此度被 召出、人參製法等之御用、父時之通可相勤旨被仰渡候、
依之父時之通、五節句・月次御礼罷出申度奉願候、以上、

安永五年七月

田村元長書判

料紙の注記はないが、日付には元号が記され、花押が署されている。

また、伴元慶に関する寛政元年十月の同様の願書も、料紙は西の内紙で堅紙に用いられ、元号・花押・宛所が揃っており、まさに堅紙文書の様式そのものである。また、この願書に対する指図は、小普請支配頭から支配頭の屋敷で口頭により行われている。つまり同じ願書という文書名がつけられるであろう文書でも、小普請支配の御医師と若年寄支配の奥医師とでは、文書様式が大きく異なるということである。

この文書様式の差異を、小普請支配の御医師田村元長が出した願書（史料H）がその後どのように扱われたのかを通して、さらに検討しておきたい。史料Hを組頭から受け取った支配頭の戸川達和は、「田村元長五節句月並御礼願之儀申上候書付」という銘書の次の書付を老中に差し出した。なおこの文書には、「戸川山城守殿御老中方江被出候伺書写」と注記がある。

史料I⁽¹⁵⁾

小普請組戸川山城守支配

田村元長

右元長儀、五節句・月次御礼籠出申度奉願候、元長願之通被

御付札

仰付被下候様仕度奉存候、以上、

申七月廿七日

戸川山城守

〔可為願之通候〕御付札

史料Hの田村元長の願書を添えて史料Iの伺書を老中に差し出し、老中から付札によつて指図を受けた戸川達和は、田村を屋敷に呼び、「御自分五節句・月次御礼願書、御用番松平右京大夫殿（輝高、老中）江指上候処、可為願之通旨、御付札を以田沼主殿頭殿（意次、老中）被仰渡候段、戸川山城守於宅山城守申渡候」と注記があるように、この老中の指図を口頭で伝達している。史料Iの本文には「伺」の文言はなく、書止めの文言で文書名を決める方式では願書とされてしまうが、さきの注記からわかるように、この文書は伺書とすべきものである。何故ならば、

たとえば同じ年の十一月に田村元長が差し出した年始御礼願書や御薬献上願書をうけた支配頭戸川は、それぞれ老中に「年始御礼籠出度旨奉願候付奉伺候」という伺書を提出しているが、支配頭がその支配向きの者の提出した願書に関して老中に伺うという性格の文書で、その点で史料Iも同様の性格の文書であると言えるからである。

さてこの史料Iには料紙などの注記を欠くが、日付は元号ではなく干支が書かれていること、差出の下に印も花押も押署されていないこと、宛所がないことなど、切紙文書の特徴を具備していることから、史料Iの料紙は切紙であったと推定される。この点を他の史料から例証しておこう。さきの「進達留」に、慶応一年に表右筆吉田源次郎の差し出した賛養子願書を受け取り若干年寄に提出した表右筆組頭の伺書が、留められている。この伺書には、日付は干支で、印も花押もそして宛所もなく、「用紙糊（糊カ）入半切」と注記されている。すなわち、切紙が用いられている。また多聞櫻文書の中に、元治元年の正月と六月に、外国奉行の竹本隼人正等が老中に提出した支配向き上田友助の扶持米証文願書が二通ある。⁽¹⁶⁾ 原文書と考えられるこの願書は、料紙について筆者にはわからぬが、タテ十五ないし十六センチメートルの切紙で、やはり日付は干支で、印・花押も宛所もない。これらの事例から、史料Iが切紙であることは疑いないであろう。

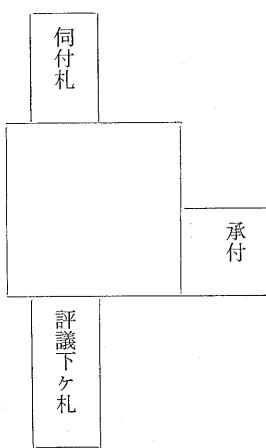
以上の文書の流れと料紙の関係を要約すると、おおよそつきのようになるであろう。小普請A→小普請支配頭B→老中C（または表右筆A→表右筆組頭B→若年寄C）という支配系列の場合、AがBに差し出す願書は堅紙文書であるが、その願書に関してBがCに伺うために差し出す伺書は切紙文書である。ところが、奥医師A→若年寄Bという支配系列の場合、AがBに差し出す願書は切紙文書である。⁽¹⁷⁾

三、奉行・役所文書

たとえば町奉行は、老中に対して伺書や評議書を、他の奉行・役所に對して掛合書や問合書を頻繁に出している。そのような文書の形状については、「市中取締類集」ではわからない。それ故に、同様な性格の原文書を見い出して推定する他はない。しかし、幕政文書の残り方から推測しても、そのような文書の原文書を見つけ出すことは困難である。ただ、原文書らしいものも見うけられるので、それらが原文書であるか否かの確認をしておきたい。

その確認をするためには、まず幕政文書の流れを見ておくことが必要である。その流れを知るうえで、写本史料によく見受けられる注記が貴重である。そのような注記が詳細な史料としては、「御勝手帳」があげられる。「御勝手帳」は、『内閣文庫所蔵史籍叢刊』の影印本として刊行されているが、その解題によれば、万延元年から慶応四年にわたる「諸藩・寺社・旗本等から幕府に提出した願・伺等、各種の申請書類と、その決済のための評議・付札・下げ札・例書・覚書等の関係書類とを一件ごとに取りまとめ」たもので、幕府勘定所の書類と推定されている。ただ、以下で文書の流れを具体的に見ていくと了解できることであるが、「御勝手帳」は幕府勘定所の史料ではなく、奥右筆の勝手掛が作成したものである。⁽¹⁸⁾

文書の流れの具体例として、安政六年七月に出された寺社奉行水野左近将監忠精の伺書を取り上げる。⁽¹⁹⁾ 諸道具類新調のための手当を頼う大樹寺の嘆願書を受け取った寺社奉行水野は、これを老中に差し出した。老中は寺社奉行伺書を、財政に関わることから勘定奉行に下げた。勘定奉行は役所内で評議し、勘定吟味役・御勘定方と連名でその結果を付箋に記し、伺書の下部へ貼付（評議下ヶ札）して老中に返却した。⁽²⁰⁾ 評議下ヶ



札の貼付された伺書を受け取った老中は、老中としての見解を付箋に記し、伺書の上部に貼付（伺付札）して將軍に提出した。その経緯について、注記に「右二月廿九日、遠江守殿（若年寄牧野康哉、勝手掛）より和泉守殿（老中松平乗全、勝手掛）江渡遣、奥に出、翌朔日、伺之通済下る、三月三日、如承付達之」と記されており、詳細に判明する。この注記によれば、若年寄から老中に渡され、老中から奥、すなわち御側御用取次に渡り、將軍に出されている。伺い通りの裁可を將軍から受けた伺書は、御側御用取次から老中に返された。そして伺いに對する指図が行われ、「書面願之趣は：可取計旨被仰聞承知仕候」などと書くそれに対する承付を寺社奉行と勘定奉行から取っている。この承付は、伺書の右下の部分に付箋を貼付（縫付）したものである。この伺書がその後どのように処理されたのかは、「御勝手帳」の注記だけではわからないが、たとえば『市中』十六—第五件一五号の老中宛南町奉行遠山景元上申書の注記、「申（嘉永元年）三月廿二日、近藤金左衛門、（奥右筆）を以上ル、同月廿九日、同人を以御下ケ、ヒレ付致、同四月五日、御直上ル」などからわかる。それによると、上申書に対する指図をうけて縫付に承付を書いた遠山は、その上申書を直接に老中に返している。すなわち、様々な付箋が貼付された原文書は老中のもとに、具体的には御用部屋、奥右筆の所に残るのである。それ故、原文書は各奉行所や役所には残ることがなく、そこには控えや写しが残ないのである。さきの寺社奉行伺書の原文書の最終的な形状を想像して図にすると、およそ上のようになるであろう。

このような付箋の貼付された文書こそが原文書である、ということを念頭に置いて幕政文書を見る必要がある。

そこで多聞櫻文書を見てみると、付箋のついた文書が存在する。たとえば、元治元年三月に、外国奉行支配定役元メ上田友助の扶持方について、表右筆垣屋義輔が外国奉行に問い合わせた文書がある。端裏書には「御問合 表右筆所」と記されている。

史料 J⁽²¹⁾

外国奉行支配定役元メ

上田友助

右、調役並被仰付、御足高被下置候處、取來御足扶持ハ上リ
候旨、書替所より申越候間、御問合之事、

三月

(挨拶下ヶ札)

御書面御扶持方之儀ハ、當時願中ニ有之候、此段御答およひ候、

子三月

外国方

表右筆が行つた問合に対し、外國奉行は、下ヶ札で回答している。役所間の問合や掛合に対する挨拶(回答)は、下ヶ札で行われるのが通例であることから、この表右筆の問合書は原文書と考えられる。この問合書は、タテ十五・六センチメートルの切紙で、差出の垣屋義輔の署名のみで、印も花押も押署されていない。また、日付も月のみで、宛所もない。挨拶下ヶ札は、タテ十三・五センチメートルの紙片である。また、これと一連の外國奉行の願書二通も原文書と考えられるが、ともにタテ十六センチメートル前後の切紙で、日付は干支を使い、差出には印も花押も押署されず、宛所も書かれていない。いずれも切紙文書の様式を具備している。

もう一通紹介しておくと、「大日本維新史料 井伊家史料」十一―九二号の安政五年九月付奥詰医師多紀安常伺書がある。医学館の仕法替え

に関する多紀の伺書には、目付松平康正・津田正路両人の評議下ヶ札が貼付されている。多紀の伺書と目付の評議下ヶ札は筆跡が異なり、かつ幕政文書の形状を備えていることから、この伺書は原文書であると考えられる。料紙は切紙(巻紙)で、目付は干支、差出には印も花押も押署されておらず、宛所もない。やはり、切紙文書の様式を備えている。幕府の諸奉行・役所が日常的に作成する伺書や願書などの幕政文書の形状や、原文書と推定できる問合書、願書、伺書について検討してきたが、原文書には、①様々な付箋が貼付されていること、②料紙は切紙が用いられること、③日付には元号は書かれず干支か月のみであること、④差出は署名のみで印も花押も押署されないこと、⑤宛所は書かれないこと、などの特徴と様式を指摘することができる。そしてそれは、切紙文書の様式を具備していることも明白である。

四、大名文書

つぎに、大名が幕府に差し出す伺書や願書についても検討したい。国文学研究資料館史料館所蔵の真田家文書や土屋家文書、また、本所所蔵の島津家文書を見ていても、かなりの量の伺書・願書が含まれている。そしてそのような文書の中には、大名の伺いや願いに対する幕府の指図・回答が書かれた付札が、文書の上部に貼付されているものが見受けられる。最近では、たとえば『概説古文書学 近世編』などでは、このような文書を「付札文書」と称している。同書には、土屋家文書から具体例が掲示されている。

大名文書についても三の諸奉行・役所文書と同様に、文書の流れから見ておこう。その一例として、「御勝手帳」に留められている、万延元年五月に松平(伊達)陸奥守から出された願書(内容は、領内宿駅の人馬賃錢割り増し願いである)を取り上げよう。⁽²³⁾この願書では、日付は月のみ

で、差出も「松平陸奥守」と、姓と官名のみで印・花押は押署されていない、宛所を欠いている、などの文書様式上の特徴をあげることができ

る。この文書につけた奥右筆の注記には、「右五月廿七日、大和守殿（久世広周、老中）被下、即日御勘定所江評議に下ル、六月十五日、御同人江但馬守殿（遠藤胤統、若年寄）より被遣、奥江出、同十九日、済下ル、即日付札調上ル」と書かれている。伊達家からの願書を受け取った老中久世は、これを勘定奉行に下げる評議を命じた。勘定奉行は評議の結果を評議下ヶ札に記し、願書に貼付して返却した。老中は、老中としての見解を記した付札を貼付して、御側御用取次に渡した。御側御用取次は、これを将軍の「御覽」⁽²⁴⁾に入れて裁可をうけ、伺いの通りの旨を老中に伝えて同書を返却した。奥右筆は、「当申七月より来ル丑六月迄五ヶ年之間、是迄之通三割増可被申付候」という、願いを許可する旨の付札を書き、老中に渡した。老中はその付札の貼付された願書を、伊達家に返却したのである。

この文書の流れからすれば、原文書には三の場合と同様に、評議下ヶ札や付札などが貼付されている筈であるが、大名家文書として伝存している願書や同書には、幕府の回答や指図が記された付札だけが貼付されている。大名家に残されている文書が原文書であるようなので、評議下ヶ札などは返却のさいにはがされたのか、あるいは、願書などが差し出されると幕府ではその写しを作成し、実際に幕府内を流れるのは写しだののかのどちらかであろう。いずれにしても、諸奉行などの同書や願書などとは異なり、原文書が提出者である大名の手元に残されるのである。

つぎに、原文書にそくして文書様式を検討したい。素材として、本所所蔵島津家文書の中から宝暦三年松平（島津）陸奥守同書を取り上げる。

史料 K⁽²⁵⁾

私儀去々年御暇被下置候節、仮養子ニ弟島津木工申上置候、然者、私家督以前先妻に出生之男子島津善次郎と申者、当西九歳罷成、家中一門並ニ致國元罷在候、去々年此者相願申度内存に御座候得共、其節迄者虛弱有之見合罷在候処、頃日丈夫罷成候、因茲御暇被下置候節、仮養子右善次郎相願申度御座候、尤妻に男子出生候者、嫡子可仕候、善次郎儀者、其内仮養子仕所存御座候、此段奉伺候、以上、

四月三日

松平薩摩守

可為伺之通候、

先妻との子を仮養子とすることについて、幕府の意向を伺つたのが、史料Kである。料紙は奉書紙とおもわれるが、タテ二十二センチメートルの切紙である。日付は月日で、元号も干支も書かれていない。差出は姓と官名のみで、印も花押も押署されていない。また、宛所も記されていない。島津家文書の他の同書も、料紙の大きさに多少の異同はあるが切紙が用いられ、様式としては史料Jと同様である。また、幕府からの回答・指図である付札は、タテ十五・五センチメートルの紙片である。

これらの様式は、他の大名家文書もほぼ同様である。たとえば真田家文書中の同書では、料紙は奉書紙でタテ二十センチメートル弱の切紙に用いられ、日付や印・花押、宛所なども、島津家文書のそれと同様である。付札も十五・五センチメートル前後で、これもまた同様である。

以上の検討から、大名が差し出す同書・願書の様式を諸奉行・役所のそれと対比しながらまとめてみると、①料紙は奉書紙などを切紙に用いていること、料紙が切紙に用いられるることは同様であるが、料紙の種類は諸奉行・役所の場合とは異なるようであること、②日付は月日のみ書

かること、だが諸奉行・役所が差し出す伺書などでは、干支が書かれることが多いので、この点では異なること、③差出は姓と官名のみで、印も花押も押署されていないこと、④宛所は記されていないこと、③と④は、諸奉行・役所の場合とまったく同様であること、⑤幕府の指図・回答は付札で行われ、その紙片のタテの長さも一定していること、ただし、諸奉行・役所への指図や回答は、付札の他、多くは口頭で行われて承付を取るか、書取で行われて承付を取るかのどちらかでなされるが、大名の場合には鰯付に承付を書くということではなく、諸奉行・役所の場合と異なっていること、という様式であったと言うことができる。

大名が差し出す伺書や願書は、切紙文書の様式を具備しており、料紙や日付の記載に異なる点が存在するが、諸奉行・役所（そしてさらには旗本などの幕臣が差し出すもの）のそれと同一の様式であると言うことができる。ここから、伺書や願書などの日常的な幕政文書のレベルでは、その文書様式は、大名が差し出すもの（大名→老中→將軍）も、諸奉行・役所が差し出すもの（奉行→老中→將軍）も差異はなく、同一の文書様式であつたことが明かとなる。

なお⑤で少し触れたが、伺いや願いに対する幕府の指図・回答の方法は、大名と奉行など対象によつて異なる場合がある。具体的にどのように異なるのかは、別に考察すべき課題であるが、大名に対する回答・指図は付札で行われるだけではなく、書取でも行われている。その使い分けなども問題であるが、『概説古文書学 近世編』の「これらの附札の添付された複合文書の総称として附札文書という語を用いることとする」（一〇八頁）といふ規定は、幕府の指図や回答が付札と書取で行われていることを念頭におかない名称付与ということになるのではないかと思う。つまり、付札文書という名称を付与するのであれば、書取文書という名称が妥当する文書も存在するということである。詳細は別に論じ

たいと思う。

『田村日記』の検討から、印・花押が押署され、元号が書かれ、宛所も記される、豎紙文書の様式を抽出しておいた。また多聞櫻文書の中からは、史料Eのような豎紙の原文書を紹介しておいた。とくに、相続関係などの願書に多く豎紙文書が見られること、また、文書名が同じ願書でも、文書様式の上でまったく異なるものが存在することを指摘しておいた。ここでは、大名文書の場合を検討するが、その素材として、さきの史料K仮養子伺書と一連の文書である仮養子願書を取り上げたい。

史料L²⁶⁾

私儀今度御暇被下置、国元江籠越候、未妻ニ男子無御座候付、在國中若不慮之儀も御座候者、家督以前先妻に出生之男子島津善次郎、当酉九歳寵成、国元に寵在候、此者跡式無相違被仰付被下置候様、奉願候、以上、

宝曆三酉
四月廿一日

堀田相模守殿

酒井左衛門尉殿

本多伯耆守殿

松平右近將監殿

西尾隱岐守殿

松平薩摩守（花押）

この島津の仮養子願書は、史料Kを出して幕府の意向（内意）ということを確認したうえで差し出した文書で、その意味では形式的だが手手続きとしては重要なものであろう。この文書の様式上の特徴としては、料紙は奉書紙で折紙（タテ約三十八センチメートルの二つ折り）として用いられている、②日付には、元号と干支を細字で月日の肩に書く付年号が用いられている、③署名は姓と官名が書かれ、花押が署されている、④宛

所には五名の老中が記されている、などの諸点があげられる。文化八年にも仮養子願書⁽²⁷⁾があるが、やはり折紙、付年号、花押という文書様式は同じである。

同様な仮養子願書としては、常陸土浦土屋家文書に寛延三年の文書⁽²⁸⁾がある。その雰形には、「料紙中奉書紙、裏白、上包折懸、上書當分養子願、名記之」とあり、実際に書かれた願書も、奉書紙を折紙（タテ約三十九センチメートルの二つ折り）用い、日付には月日の脇に「寛延三庚午年」と書かれ、書下年号とも付年号とも異なり、差出は姓と官名の署名で、その下に印と花押が併せて押署されている。

また、本所所蔵備後福山阿部家文書に安永三年の仮養子願書がある。折紙で、日付は月日の脇に「安永三甲午年」と書かれ、姓と官名の署名の下に印と花押が併せて押署されている。島津家文書の願書と土屋家・阿部家のそれとは、付年号か否か、花押だけか花押と印の併押署か、というような様式上の異同がある。家格などの差異であるのか今のところ不詳であり、多くの例を調べる必要がある。

『田村日記』や史料Eなどの願書類と島津・土屋・阿部家の仮養子願書と比較すると、①前者は堅紙で後者は折紙が用いられること、②前者は書下年号で後者は付年号ないし「元号数字干支年」が書かれるこ

と、③署名の下に、前者は花押、相続関係は印と花押の併押署、後者は島津は花押のみ、土屋・阿部は前者と同じく印と花押の併押署であること、などが文書様式の点で異なる。ただし、仮養子願書と相続関係の願書と比較することには問題があり、本来ならば正式な養子願書と比較すべきであろう。だが、今のところそのような願書を見る機会がないのでやむを得ない。⁽²⁹⁾

史料Kと史料Lの関係は、史料Kは史料Lを差し出す前提のような関係にある。そのような関係は、『田村日記』の検討の中でも指摘してお

いた。これと同様なケースを、「御勝手帳」から紹介しよう。郡山藩の松平時之助は、焼失した居城の二之丸などの再建のため拝借金を幕府に願い出た。⁽³⁰⁾ 安政六年五月に、「只管奉歎願候」と願書を差し出し、さらに同年十月に、「不顧恐をも猶又奉願候」と再度願書を提出した。幕府では通例のとおり、勘定奉行などの評議の後、老中は「出格之訳を以五千両拝借可被仰付哉、左候はゝ、表立為相願候上相達候様可仕候」と伺い、「右二月十九日、遠江守殿より和泉守殿江被遣、奥江出、同廿一日、済下ル、同廿二日、表立願書差出候様達之」という結論となつた。つまり、松平時之助の願書は認められ、「表立願書」の差し出しが指図されたのである。このような、願書や伺書を差し出して認められ、表立願書の提出を命じられるケースがいくつか見られる。その「表立願書」は書き留められていないので、その様式は不明である。だが恐らくは、堅紙文書の様式ではなかつたかと推測している。二でも指摘した問題が、ここにも出てくる。つまり、同じ願書でも文書様式がまったく異なる場合である。このような文書様式の異なる文書を、願書という文書名でくくることが妥当であるか否かは検討すべき課題である。

五、むすび

幕府が発給する文書ではなく、旗本・諸奉行・大名などが差し出す文書、いわば幕府の日常行政上の文書について、様式論的な考察を試みてきた。一のはじめにで出しておいた疑問に関しては、町奉行が差し出す伺書や掛合書などの原文書は、印も花押も押署されないこと、料紙は切紙が用いられていることが明らかとなり、一応解決することができた。また、そのような様式は、旗本でも大名でも同様であり、幕臣と大名との差異は認められないことも明らかになった。さらに、願書類も養子願等の相続関係を除けば、同様の様式であることも指摘した。その点で

は、町人身分の者が町奉行所に差し出す願書などの文書は、堅紙が用いられ、元号が書かれ、必ず印が押され、かつ宛所も記されており、武士身分が幕府に差し出す文書とは様式においてまったく異なる。この差異が百姓身分の場合にもそのまま当てはまるることは、言うまでもない。武士身分とそれ以外の身分における文書様式の差異という点も、指摘しうるであろう。

なお、文書名の付与と関わることであるが、たとえば願書にも、堅紙文書の願書もあれば切紙文書のそれもある。「表立願書」とそうでないものとの関係である、とも言える。それを、書止め文言のみで願書と一括することには問題があるようである。幕府が発給する奉書にも、折紙の奉書も切紙の奉書もあり、また、花押の署されているものもそうでないものもある。これをただ奉書として一括していることの問題と、おそらく同様であろう。今後の課題である。

註(1) 『花押を読む』(平凡社、一九八八年)、六五頁。

(2) 『史料纂集』七九(続群書類從完成会、一九八六年)。

(3) 『田村日記』、一二二頁。

(4) 『田村日記』、一二一頁。

(5) 書下年号とか付年号とかの中世古文書学の名称を使うが、厳密な様式論

では当てはまらない恐れがある。近世では、元号に添えて干支、または十二支を多用するし、また

寛延三庚午年
九月三日

といふ書き方がよくあり、書下年号にも付年号にも入らない。近世史の古文書学は、日付の書き方の検討も必要のようである。

(6) 『田村日記』、一九〇頁。

(7) 『日本都市生活史料集成』三都篇(学習研究社、一九七七年)、一五〇頁。

(8) 国立公文書館所蔵。請求番号 一八〇一一二〇。

(9) 『田村日記』、一三五頁。

(10) 熊井保「多聞櫓文書について」(国立公文書館報『北の丸』第十六号、

一九八四年)、曾根妙子「由緒書等文書」(『北の丸』第十七号、一九八五年、「多聞櫓文書整理の現状」)。

(11) 国立公文書館所蔵。請求番号 六五三

(12) 『田村日記』、二九五頁。

(13) 『田村日記』、二九〇頁。

(14) 『田村日記』、一六五頁。

(15) 『田村日記』、一七一頁。

(16) この文書については、内田龍哉「扶持米証文類」(『北の丸』第十七号)。

(17) 近世文書を他の時代のそれと比較した場合の顯著な特徴のひとつは、切紙文書の量的な多さであろう。近世の文書主義を文書そのものから考える上で、重要な点である。

(18) 勘定方では知り得ない老中からさらに奥への文書の流れを知っていること、老中からの指図・回答である付札や書取を作成していること、奥右筆に勝手掛があることから、奥右筆の手になる史料であることは疑いない。

(19) 『内閣文庫所蔵史籍叢刊 御勝手帳』、六一〇六五頁。

(20) この付箋の名称や機能については、拙稿「付箋 その名称と機能」(本所報第二二号、一九八七年)を参照されたい。

(21) 国立公文書館所蔵。請求番号 四二三八七 註(16)に紹介されている。

(22) 同書、一〇八〇一六六頁(吉川弘文館、一九八九年)。

(23) 註(19)の二一二〇二六頁。

(24) そのような將軍の「御覽」に入れた文書を御側御用取次が控えた史料として、新見正路「御覽もの留」(東北大學附属図書館所蔵狩野文庫新見家記録)がある。

(25) 請求番号 島津三三一一一一一七

(26) 請求番号 島津三三一一一一一八

(27) 請求番号 島津二六一六一一〇

(28) 国立史料館所蔵。請求番号 土屋家文書D三一、および一〇三七

(29) 仮養子願書は不用になれば翌年幕府から返却されるので、大名の手元に残るが、正式の願書は幕府の所に残るからであろう。

(30) 註(19)の二三三頁。